

## 令和5（2023）年事業計画

神奈川県社会復帰援護会は、1973年（昭和48年）4月、中原会館において600人を超える参加者で「精神障害者、知的障害者及び身体障害者を含む生活困窮者への生活相談、職場開拓、職親の制度化、住居の斡旋などの相談事業を主体にした社会復帰援護活動」をしていく団体として開設され2023年（令和5年）で半世紀=50年の歴史を有しています。

この間「つなぐ=つながる」をテーマに障がいを持った方々に私たちができる支援を考えてきました。そして、私どもの事業の中でご利用様が必要としているものへどうやって「つなぎ」、また、当事者の方達の関係をどう「つないでいく」のかを考えてきました。

多くの障がい者は社会的孤立の中にいると言っても過言ではないと言って良いでしょう。自分自身からの疎外（自己肯定感の喪失）、生きる意欲や働く意欲の低下、社会的サポートとつながらない等のリスクの中で、孤立が深刻化しています。「つながること」は、「いのち」や「自己存在」という普遍的価値を土台としているが故に、地域社会や行政、ボランティア、関係事業所にどうやって「つながる」のかが問われているのです。

格差や貧困が拡大する中で、日本社会が抱える困窮が「経済的困窮」のみならず「社会的孤立」であるがゆえに「つなぐ=つながる」が重要になってきているのです。

私たちひとりひとりの力は微々たるものですが、「つなぐ=つながる」ことにより、それなりに大きな力になり、自らが「解決能力」を持つことができるのです。

近年、「伴走型支援」ということが言われるようになってきていますが、それと対照的に言われるのが「問題解決型支援」です。これは多くの場合行政との協力の枠内で行われてきました。今までの福祉はそこに焦点を当てることで当事者の困難に対応し、そこで多くの障がいを持った方々が救われてきています。しかしながら、格差や貧困が拡大する中では、「問題解決型支援」の重要さは勿論だが、前述したように今多くの当事者が抱える問題は「社会的孤立」にあります。そうしたことを背景として多くの障がい者が抱えている生きづらさにたいしての「伴走型支援」と言うことが言われてきています。「問題解決型支援」と「伴走型支援」は、今後の地域共生社会における「支援の両輪」として実施されなければならないし、その二つは、支援におけるそれぞれの機能を意味しており一体的に行われなければならないのは自明です。

問題解決型支援がそうであるように伴走型支援もあくまでも当事者が尊重しなければなりません。いずれの支援においても「自分からの疎外」状況にある人が、自らの人生を選び取り、自分の物語を生きることが出来るような「自立支援」を行うことが重要なのです。その際には、「本人主体による自立」を応援する環境整備が必要とされます。そうしたこととして、当法人は「オアシス井田」「バンブーハウス」「ワーキングサポート新城」という三つの地域活動支援センターを運営し「本人主体による自立」を応援し、支援してきました。「つながり」は、「いのち」や「存在」という普遍的価値を土台としています。従って「伴走型支援」は当事者の「生きること」=こ

の社会の中で当たり前<sup>いのち</sup>の人生を生ききることを目指します。「生命」は誰にとっても等しく尊いし、尊ばれなければなりません。従って、それは誰でもが対等であることを意味しています。それ故、伴走型支援は「支える」と「支えられる」の固定化が生じることはありません。当法人の「丁寧な支援」はそこから生じているのです。「伴走する意識」によって行われる支援は、それ故「教え」「指導する」とうことではなく対話的・対等なものとして実施されていきます。

格差や貧困の拡大の中で「課題解決型支援」の在り方の一つとして当法人は「かわさき@Job」で行政や多方面との協力のもと、就労移行支援、自立訓練（生活訓練）、定着支援を実施してまいりました。さらには困難を抱えている方々の地域での生活等の相談支援のための事業所「つむぎ」を開所し、安心した生活が送れるようなサポートをしています。

そして、今そこから派生してきている経済的困窮のみならず社会的な疎外に対してどう対応していくのかとの問題意識の中から、車の両輪としての「伴走型支援」としての就労継続支援B型事業所の開所も目指しています。

昨年度の事業計画の中で、私たちは次のように宣言しました。

【私たちは、対人援助という仕事の中で障がいを持ったご利用者様を一人の人として、尊重して関わるということを基本にしながら、一人一人に寄り添い、その人の生きづらさや困難さに共感し理解して、障がいがあっても、あたり前の権利が保障され、社会の中で一人の人間として、生きてゆく力を高め、持っている力を引き出し育くむ支援が求められています。

コミュニケーション能力（言語、非言語の意味をよみとる力）を大事にしながら様々な日中活動などを通して支援を行っていかねばなりません。成果の見えないことも多い毎日の中で、時に“今日はよかった”“あの時はよかった”と思えるようなことに会うから、私たちはそれを支えに“もっとがんばってみよう”と、前に進んでいくことができます。

また職員同士の交流の中で、共感力や想像力、感性を磨きながら、支援の質を高めていきます。

- 1、「支援」とは広辞苑によると「支え助けること」「援助すること」と、ありますが、何かを代わりにしてあげるのではなく、力を添えること。支援者が一方的に働きかけるものでなく、信頼関係をベースに障がいを持った方の可能性に依拠して、主体性に基づいて行われることです。
- 2、本人の姿をとらえ「願い」をつかみ支援する。ご利用者様のもっとよりよく生きたい」と願う思いをどのような支援の中で実現するのかを日々の活動の中で実践していく。そのためには事例検討を職員間にとどめず、精神科医療やその他の機関との共同検討を図り、他の情報や違う視点からの意見や助言も受けながら支援方針を立てていきます。
- 3、支援の基本はご利用者様自らが“自分はこうしたい”という願いを持ち、自分で自分のことを決めてゆくこと、自分の意思に基づいて行動することを基軸とした

支援であろうと思います。一人ひとりの人生は、かけがえのないその人自身のもので、あたり前の権利を保障され、もてる力を発揮しながら自分らしく生きてゆくのであり、それには、本人が「どうしたいのか」といった意思が最大限尊重されることであり、自分に対する肯定的認識がもたらす達成感のある支援が必要です。「～したい」という主体性は自然に生まれるものではなく、どんな人でも様々な経験や他人からの刺激、情報などを通じて、その思いを高めてゆきます。そして、そうした意思を出せるような安心できる信頼関係や、わかりやすい表現で情報を提供することも必要です。

そのような支援の中で、ご利用者様は

- かけがえのない存在として大切にされているという生命の尊厳や個人の尊厳の厳守を通して一人の人として、大人として尊重されているという意識を持ちます。
- 「ありのまま、まるごと」を捉える = 障がい・発達・生活（生活丸ごとを理解する、生活全体を視野に入れた支援） = ことを通して支援者への信頼を深めていきます。
- ライフステージにおいて、支援の輪の中で他者への信頼、自分への信頼を育みながら、自らの人生の主人公になりゆくことを実感していきます。
- 自分に潜在する力を引き出し、プラスの方向に変わってゆく可能性に気づいていきます。

私たちは、そうした支援の意図を明確に説明できなければなりません。目標に向けて、支援全体を通して継続性と一貫性を持ち、長期的な展望を見据えた支援が必要となります。

その中で、私たちは当事者の選択権や自由意思を最大限尊重するといった理念を持った支援をしてきましたが、本年度、私たちは障がいを持った方達の社会復帰を推進し、社会的自立・社会復帰を可能とするための支援体制の更なる整備を目指していきます。】

これを実行するため、

#### ① 身近な相談支援体制の構築

身近な相談支援体制を構築するため、各種の生活支援方策を中心としたケアマネジメント実施体制の整備を図っていくため、私たちは「相談支援事業所つむぎ」を設け、この相談窓口は、様々な障がい種別に対応して、総合的な支援を図っていきます。

利用者によるサービス選択に資するため、福祉サービスについて情報提供の促進を図り、これに呼応する援護会内のネットワーク体制の構築を図っていきます。

インターネット等を利用した相談体制の実施も検討していきます。

ご利用者様及びそのご家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図ってまいります。

## ② 障がい者本人の活動の支援

障がいを持った方本人の意見が適切に示され、検討されるよう支援を強化していきます。特に、様々なレベルでの当事者の意見が十分反映されるようにするため、当事者による会議、当事者による支援プロセスへの関与等を検討していきます。具体的には、ミーティング、個人面談等の充実。個人面談の計画的開催等。ボランティア等をも育成し、ご利用者様がニーズに応じた支援を受けることのできる体制の整備を検討し、就労継続支援B型作業所の開設を行います。また、障がい者自身がボランティアとして活動できるよう支援していきます。ピアサポーターの積極的な位置づけと活用を図ります。

## ③ 豊かな地域生活の推

進

ご利用者様と地域住

民との更なる交流を図り、地域における生活の充実を図ります。具体的には、昨年度職員の中から提案された仮称「井田カフェ」などの検討を通して地域住民との交流を図ってまいります。相談会の日常的開催や地域でのイベントに積極的に参加してまいります。

## ④ 自立及び社会参加の促進

地域での自立的生活を支援するため、情報提供、訓練プログラムの作成、障がい者が社会の構成員として地域で共に生活することができるようにするとともに、その生活の質的向上が図られるよう、生活訓練、コミュニケーション手段の確保など社会参加促進のためのサービスを充実していきます。

## ⑤ 事業所サービスの再構築

障がいの重度化・重複化、高齢化に対応する支援方法の確立について検討していきます。ご利用者様の生活の質の向上を図る観点から、ご利用者様の個別の対応を考えていきます。

## ⑥ スポーツ、文化芸術活動の振興

障がい者自身が多様なスポーツ、文化芸術に親しみやすい環境を整備するという観点から、様々な機会を利用して、スポーツ、文化芸術活動の促進を図っていきます。具体的には、「三色パステル」の普及活動、ウォーキングフットボール大会の開催、ボウリング大会の開催等々。

また各種団体等が行う各種のスポーツ関連行事や文化・芸術関連行事を積極的に支援、または、参加していきます。

#### ⑦ サービスの質の向上

質の高いサービスを確保する観点から、「障害者・児童施設のサービス共通評価基準」等を活用し、自己評価を更に進めるとともに、第三者評価機関等による客観的なサービス評価の実施も検討していきます。

サービスに関する苦情に対応するため、現在、当会が設けている苦情対応解決体制の積極的な周知を図り、円滑な利用を支援していきます。

#### ⑧ 専門職種の養成・確保

社会福祉士、精神保健福祉士、介護福祉士など社会福祉の専門的相談・支援、介護等に従事する職員の養成、また、その資格を取得しようとする職員を積極的に応援していきます。

障がいに関わる専門的な研究を行うとともに、それらを共有するための職員の研修等を積極的に行っていきます。

#### ⑨ 重点課題実施計画

重点的に取り組むべき課題について、具体的な目標及びその達成期間を定めた重点課題実施計画を策定し実施していきます。重点課題実施計画を策定したときは、速やかに公表し、広く関係する方々に周知を徹底し、その進捗状況を継続的に調査して公表していきます。

#### ⑩ 連携・協力の確保

効果的かつ総合的なサービス水準の実現を図るため、関係機関との連携を図るとともに、地域福祉推進の観点から、障がい者関係団体、NPO等民間団体、事業者団体、地方公共団体との連携・協力を推進していきます。

### 1.地域活動支援センターの運営

1. 地域活動支援センター「オアシス井田」の運営
2. 地域活動支援センター「バンブーハウス」の運営

3. 地域活動支援センター「ワーキングサポート新城」の運営

## 2.就労移行支援事業所・自立訓練事業所の運営

就労移行支援事業・定着支援事業・自立訓練支援事業

「かわさき@Job」の運営

就労継続支援B型事業所の開設・運営

## 3.相談支援事業所の運営

相談支援事業所「つむぎ」の運営

## 4.交流・啓発事業

1. チャリティーバザーの随時開催
2. ボウリング大会の開催
3. ウォーキングフットボール大会の開催

## 5.障がい者支援体制の強化

- (1) 指導職員・ジョブコーチの研修
- (2) サービス管理責任者及び国家資格者への配慮育成

## 6.その他の事業

1. 会報・広報紙等の発行
2. 障がい者就労支援・地域活動支援センター等福祉に関する研究会の実施
3. 障がい者関係諸団体及び地域との連携強化